

大垣市防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱

制定 平成27年4月1日 決裁
最終改正 令和 3年5月1日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯カメラ、画像記録装置等（以下「防犯カメラ等」という。）を設置する地区連合自治会及び単位自治会（以下「自治会等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大垣市補助金等交付規則（昭和46年規則第21号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、自治会等の行う防犯カメラ等設置事業のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 大垣市内に設置される防犯カメラ等であること。
 - (2) 第6条の規定による交付の決定の日の属する年度内に防犯カメラ等の設置が完了する見込みであること。
 - (3) 設置する防犯カメラ等が犯罪の防止を目的としており、特定の場所に継続的に設置されるものであること。
 - (4) 主に道路を撮影範囲とし、特定の個人、建物等を監視する防犯カメラでないこと。
 - (5) 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラの設置者の名称及び連絡先、防犯カメラを設置していることを表示する看板等（以下「設置表示板」という。）を設置すること。
 - (6) 別表に規定する基準を満たす仕様の防犯カメラ等を設置すること。
 - (7) 防犯カメラ等の設置完了日から起算して5年以上、当該防犯カメラ等が適切に維持管理される見込みのあること。
 - (8) 防犯カメラの設置・運用に関するガイドライン（平成25年10月制定。以下「ガイドライン」という。）に基づいた防犯カメラ等の設置及び運用を行うことができること。
- 2 補助金の交付の対象となる防犯カメラは、一の単位自治会区域内において5台を上限とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する費用のうち、保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費用、地代及び振込手数料を除いた次に掲げる費用（国、県等から補助金等を受けている場合は、当該補助金等の金額を除く。）とする。

- (1) 防犯カメラ等を構成する機器の購入費
- (2) 専用ポール設置工事費
- (3) ケーブル設置工事費
- (4) 設置表示板の設置費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか画像閲覧用パソコンの購入費その他補助事業に要する費用
(補助率等)

第4条 補助金の補助率は3分の2以内とし、補助金の限度額は一の年度につき20万円に設置する防犯カメラの台数を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場所に設置する防犯カメラ等に係る補助率は10分の9以内とし、補助金の限度額は一の年度につき30万円に当該地域に設置する防犯カメラの台数を乗じて得た金額とする。

- (1) 街頭犯罪の認知件数が多く、警察との協議により、市長が特に防犯カメラの設置の促進が必要と認める地域
- (2) 通学路

3 前2項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする自治会等（以下「申請者」という。）は、大垣市防犯カメラ等設置事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助事業を実施しようとする日の属する年度の9月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 収支予算書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 補助事業の実施に要する経費の見積書
- (4) 設置する機器の概要が分かるカタログ等の書類
- (5) 補助事業を実施する場所の現況写真
- (6) 補助事業を実施する場所及び撮影対象区域を表示した付近見取図
- (7) 補助事業を実施する場所の所有者が申請者と異なる場合にあつては、当該場所を使用する権利を有することを証する書類
- (8) 補助事業の実施について道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令に基づく許可等が必要である場合にあつては、当該許可等を受けたことを証する書類
- (9) 当該自治会等の議決証明書（第4号様式）

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、

予算の範囲内において交付を決定する。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条の決定において、必要と認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第8条 市長は、第6条の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を、大垣市防犯カメラ等設置事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 第6条の決定を受けた自治会等（以下「補助事業者」という。）は、申請の取下げをしようとするときは、大垣市防犯カメラ等設置事業補助金交付申請取下書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る第6条の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更)

第10条 補助事業者は、第8条の通知を受けた後において、補助事業の内容等第5条の申請に係る事項を変更しようとするときは、速やかに大垣市防犯カメラ等設置事業補助金変更交付申請書（第7号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付の変更を決定し、大垣市防犯カメラ等設置事業補助金変更交付決定通知書（第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(完了報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに大垣市防犯カメラ等設置事業補助金完了報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第10号様式）
- (2) 領収書の写し又はこれに相当する書類
- (3) ガイドラインに基づいて策定した防犯カメラ設置及び運用規程
- (4) 設置表示板の設置状況が確認できる写真を含めた補助事業実施後の現況写真
- (5) 補助事業により設置した防犯カメラにより撮影した映像の静止画を印刷したもの

(額の確定等)

第12条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じ調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、大垣市防犯カメラ等設置事業補助金確定通知書（第11号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額を確定した後に行うものとする。
 ただし、市長が必要と認めたときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、大垣市防犯カメラ等設置事業補助金交付請求書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種別	基準
防犯カメラ	有効画素数が38万画素数以上であること。
	1秒間に1枚以上撮影できること。
	作動時間が1日24時間であり、夜間も人物等が特定できる撮影ができるものであること（赤外線照射機能付きカメラを推奨）。
	逆光補正機能を有すること。
	防滴又は防雨及び防塵の機能を有すること。
	年間を通じて温度の変化その他の環境の変化に耐えうること。
画像記録装置	記録時間が1日24時間かつ7日間以上であること。
	画像サイズが水平640画素以上×垂直240画素以上であること。
	記録間隔が、1秒間に1画面以上あること。
	DVD-R、USBメモリ等の外部記録媒体に画像が複写できるメモリーカード、ハードディスク等の画像記録媒体を備える機器であること。

（様式省略）